

駐車監視員活動ガイドライン

【石神井 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外にも、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤色部分は、前回改定からの変更部分を示します。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間	重点時間帯	備 考
1	放射6号(都道)	青梅街道	関町南2-1先 関町南4-26先	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	放射76号(都道)	新青梅街道	上石神井4－1	下石神井5－16	7－22	
			上石神井4－7	関町北5－9	7－22	
2	放射156号(都道)	大泉駅前通り	東大泉2－1	東大泉2－8	7－22	
3	主要区道39号	大泉学園通り	大泉学園町2－12	大泉学園町7－17	7－22	
4	主要地方道8号(都道)	富士街道	石神井町7－17	関町北5－10	7－22	
5	特例都道444号	井草通り	石神井台1－32	石神井町5－11	7－22	
			上石神井2－5	下石神井4－30	7－22	
6	区道	関町庚申通り	石神井台7－9	関町北5－16	7－22	
7	区道	上石神井通り	上石神井3－32	石神井台6－3	7－22	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	石神井公園駅地区	7－22	
2	大泉学園駅地区	7－22	
3	武蔵関駅地区	7－22	
4	上石神井駅地区	7－22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	下石神井小西交差点地区	7－22	
2	保谷駅地区	7－22	
3	大泉学園地区	7－22	